

宝達志水町がけ地防災対策工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、がけ地の崩壊による災害から町民の生命及び財産を保護するため、がけ地防災対策工事等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 高さが3メートル以上、かつ、勾配が30度以上の人工的に形成されていない傾斜地をいう。
- (2) 危険区域 がけ地の下端からの水平距離が、がけ地の高さの2倍の範囲内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域内に存する現に居住用に供する建築物をいう。
- (4) 防災工事 がけ崩れによる災害防止のためのがけ地の整備工事をいう。
- (5) 応急防災工事 現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他の応急的な措置のための工事をいう。

(対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、がけ地の所有者又は危険家屋の所有者で町税等を滞納していないものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないものとする。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となるがけ地は、次に掲げる要件を全て備えている箇所とする。

- (1) 危険家屋を有するがけ地であること。
- (2) がけ地が他の補助事業の対象外であること。
- (3) 宅地の分譲等営業として行う事業でないこと。
- (4) 過去に第2条第4項に規定する防災工事の補助を受けていないこと。
- (5) 工事に要する費用が10万円以上の工事であること。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、防災工事は2分の1以内の額で、100万円を上限とし、応急防災工事は2分の1に相当する額で、30万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、がけ地防災対策工事等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、工事を実施しようとする日の20日前までに町長に提出しなければならない。ただし、応急防災工事において緊急の場合は、工事に着手した後に当該申請書を提出することができる。また、書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図、公図及び現況写真並びに工事内容が確認できる図面等
- (2) 工事見積書の写し又は工事請負契約書等の写し
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と定める書類
- (5) 危険家屋の所有者とがけ地の所有者が異なる場合は、危険家屋の所有者及びがけ地の所有者の承諾書(様式第2号)

2 応急防災工事に係る補助金の交付の申請は、がけ崩れが発生した日から3箇月以内に行わなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 交付決定の通知のあった日から30日以内に工事に着手すること。
- (2) 当該年度内に工事に係る費用の支払を完了すること。
- (3) 工事の内容を変更し又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、規則第6条の規定により補助金の交付の決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、がけ地防災対策工事等補助金交付(不交付)決定通知書(様式3号)により、速やかに補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助決定者は、規則第15条第1項第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとするときは、がけ地防災対策工事等補助金変更・中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、承認の決定をし、がけ地防災対策工事等補助金変更・中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により、速やかに補助決定者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、規則第12条第1項の規定により工事が完了したときは、がけ地防災対策工事等補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る費用の支払が確認できる領収書又はそれに代わるもの
- (2) 工事を行った箇所の施工中及び施工後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、がけ地防災対策工事等補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 規則第 16 条の規定により補助金の交付を受けようとする補助決定者は、がけ地防災対策工事等補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。